

第四十回国会
衆議院
商工委員会議録
第十六号

昭和三十七年三月七日(水曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 早稲田 柳田 石川 門田

理事内田 常雄君 理事岡本 茂君

理事中村 幸八君 理事板川 正吾君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

理事浦野 幸男君 理事遠藤 三郎君

小沢 辰男君 齋藤 憲三君

始関 伊平君 首藤 新八君

田中 榮一君 田中 龍夫君

中垣 國男君 中川 俊思君

野田 武夫君 南 好雄君

村上 勇君 岡田 利春君

北山 愛郎君 久保田 豊君

小林 ちづ君 中村 重光君

西村 力弥君 伊藤卯四郎君

出席國務大臣

國務大臣 藤山愛一郎君

出席政府委員

法制局参事官 野木 新一君

(第二部長) 公正取引委員会 佐藤 基君

委員長 経済企画政務次 菅 太郎君

官 總理府事務官 中野 正一君

(経済企画庁調 整局長) 倉八 正君

通商産業事務官 (輕工業局長) 樋詰 誠明君

通商産業事務官 (公益事業局長) 熊谷 典文君

委員外の出席者 通商産業事務官 (重工業局長) 越田 清七君

第一類第九号 商工委員會議録第十六号 昭和三十七年三月七日

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

国民生活研究所法案(内閣提出第八一号)

○早稲田委員長 これより會議を開きます。

この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま本委員會において審査中の、内閣提出、新産業都市建設促進法案及び井手以誠君外十八名提出、産業と雇用の適正配置に関する法律案について参考人の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議はありますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○早稲田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の出席日時、人選等につきましては委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

○早稲田委員長 内閣提出、国民生活研究所法案を議題として、前日に引き続き質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 質問に入ります前

に、一言要望を申し上げておきます。

本日は本法案について質問するにあたりまして、経済企画庁長官外関係者に当委員會に來てもらうように連絡しておりました。ところが、当法案の主管大臣である経済企画庁長官が法案審議のときに姿を見せない。ほかにいろいろと所用があるであろうと思ひますが、少なくとも自分の所管の法案を審議するのに、しかも最終的な段階にあるのに大臣が出てこないという事は、はなはだ遺憾であります。今後このようなことは絶対に前例としない、こういうことで私大臣に対する質問は保留をしながら質問に入りたい、このように思ひます。

大臣が留守ですから、それでは政務次官にまず最初にお伺いいたします。

国民生活研究所というのですが、国民生活というたら一体どんなものですか。

○菅政府委員 ここで国民生活といふのは、生産者とか流通面に携わつておる面以外の消費に関する国民生活の面とか、あるいは国民がいろいろな生活文化の生活をいたしますその生活面をとらえた面を主として称しておると思うのでございします。従ひまして、このいろいろな生産、流通面などを除きました消費者としての立場、あるいは文化生活をいたします国民の立場、そういう面で国民生活をとらえまして、その面を主として研究をいたしたい、こう考へておられます。

○田中(武)委員 そうするといふわけは消費生活、こういうふうに理解していいのですか。

○菅政府委員 財貨を伴います面から見ますと消費生活でございしますが、必ずしも物資の消費を伴いませんので、いろいろな消費生活があります。

○田中(武)委員 現在の社団法人である国民生活研究所も同じような趣旨でありますか。

○菅政府委員 根本の趣旨は同じでございます。その大綱におきましては、現在の研究所の延長とお考え下さればいいかと思ひますが、ただ特殊法人になりまして関係で、多少その意味の變更が加わると思ひますが……。

○田中(武)委員 僕は形式的な社団法人と特殊法人でこのことを言っているのではないのです。国民生活研究所といふものの目的その他は変わらないのか、こう言っているのです。

○中野(正)政府委員 昨日ちよつとお答えした関係がございしますので、私からお答えしたいと思ひますが、從來あります社団法人国民生活研究所の目的は、今政務次官からお話がありましたように大綱においては変わらないのでございしますが、ただ一見非常に違つておることは、「国民生活を調査・研究して、国民生活の向上と産業の発展に寄与することを目的とする。」といふことが從來の定款に書いてございまして、もちろん今度の特殊法人におきましては産業の発展といふことは当然考慮に入れて考へていくわけでありまして、その点は今度の特殊法人と從來の社団法人を讀み比べていただきます。

とはつきりいたしておりますが、「産業の発展に寄与するを目的とする。」といふことは書いてございしません。そういう意味で「国民生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。」ここに重点を置いて運営されるというふうにお考へになつていいのじゃないかと思ひます。

○田中(武)委員 局長は一つの穴に気づいたようです。先ほど私が伺ひしたのには、現在の社団法人の国民生活研究所と、今度これによつてできるものとのいわゆる組織的な形式は違ひますが、実態は同じか、こう尋ねたところ、政務次官は、同じだ、ところが局長は気づいて言われました。その通り。現在の社団法人の定款の二条には「産業の発展に寄与するを目的とする。」と示してあるわけですが、これは手段であつて、目的は産業の発展なんだ。今度はそれが抜けて「国民生活の安定及び向上に寄与する。」こうある。従つて、当然今までの社団法人と今度できる特殊法人である国民生活研究所とは、目標なり目的なり性格は変わるべきであらうと考へておりますが、いかがでしょうか。

○中野(正)政府委員 從來あります社団法人国民生活研究所は、昨年の九月にできまして、そのときには、今度の特殊法人になる、政府が出資をいたしまして、相当政府の力を入れた特殊法人的なものになるというのを予想いたしました。実はでき上がったわけでありまして、実はその当時すでに政府の

予算要求はきまつておりまして、政府としては、特に経済企画庁としては、少なくとも政府出資二億円程度は出さなければこういう仕事はうまくいかぬ

○田中(武)委員 変わっておるのか、
変わっていないのかを聞いているので
す。

○中野(正)政府委員　その点ははつきり変わっておるわけです。ただ趣旨が

ここに書いてあるからといって、根本的に従来の社団法人と特殊法人が違ふというふうにもわれわれは考へてないわけでありませう。

○田中(武)委員 窺わっておるのか窺わってないのか。書いてあるのは目的が違うのですよ。一方は定款において目的を書いておる。今度は第一条において目的を書いておるわけです。それが違うわけなんです。しかも国民生活とは何ぞやといえ、次官はまず消費を中心とする生活である、こう言っているのです。ところが今までの国民生活研究所は、もって産業の発展に寄与

○菅政府委員　ちよつと誤解があるよ
 所と同一ものを看板を塗りかえるのだ
 が、中身は変わるのか変わらぬのかと
 言っているのです。変わっていないく
 はいけないのです、目的が違ふのだか
 ら。それを変わっているようにも言
 い、実際には変わっていないような
 こういふ答弁ですが、変わっているの
 か変わっていないのか。

ることを申し上げましたので、規定の仕方は変わっております。これははっきり申し上げます。

○田中(武)委員 私は大綱において変

わらなかつたらいけない、変わるべきだと思つたので、そういう観点に立つて質問しておるわけです。そもそもいゆる消費生活面から必要であるからメーカーなり産業がこれを作るという格好なのか、あるいは産業に生活を合わすのか、どちらなんです。生活に合うように産業がやっていくのか、産業に生活を合わすのか、どちらなのです。

○中野(正)政府委員 従来の社団法人におきましては、第二条にありますように、「国民生活の向上と産業の発展に寄与する」ということを直接の目的にしておったわけでありますが、今度はその点が直接の目的から明らかに明文上除かれておりますから、その点は当初の目的が変わったということは言えると思います。ただ、こういう研究をするのとが一般産業界にとつては非常に関心

の的であるし、また御承知のような国民の消費支出の動向は産業界から見ても非常に大きな問題でございまして、その意味では間接的には産業の発展にも非常に関係があるわけでありますが、今度できる特殊法人では、その点は明らかに直接目的としては除いておりますので、変わったというふうに申し上げた方がはつきりするのではないかと思います。

○田中(武)委員　だから目的が変わるのかどうかと聞いたときに、初めから、変わりますと言うておけばいいのです。そうでなかったら、われわれはこれにはちょっと疑問を持ちます。なぜ

ならば、今までの国民生活研究所は定款でもいっているように、それはただ書いてあるのかどうか知りませんが、「産業の発展に寄与」ということが一

つの大きな柱であったということとは
周知の通りであった。しかも出しておると
ころの月刊機関誌は「産業と生活」な
ります。すなわち生活面からの必要に
応じて、そのためにメーカーが物を
作って提供するというのではなく、
メーカーがますますいろいろなものを作
る、そしてどんどんマスコミを通じて宣
伝する、それによって消費をかき立て
る、これが今までの日本の消費生活で

なかつたかと思うのです。そういうあり方についてどう思っているのか、こういうことが質問の中心なんです、いかがですか。

○菅政府委員　ただいま御指摘のような点もございますので、今回法案を作るときには産業に寄与するという項は落としたのであります。私が申し上げたのは、従来の実際の活動から見ると実績は大して変わりはないということをし

も、従来と同じように産業界に奉仕をする市場調査あるいは企業の設備計画や販売政策のお手伝いをするというところで終わってしまったのではないかと。私は政府の答弁はその点どうもまことにあいまいというか、心もとないうる感じがするので、この点は一つ根本的に改める。もし本法案の中でその点が明確に欠くというのであれば、これを明確にするという方向でなければ、せっかく作っても意味がないと思うのですが、重ねて関連して企画庁の御答弁を願いたい。

○菅政府委員 さきにも申し上げましたように、今回の法律で国民生活の安定向上一本に絞りました趣旨は、今言われましたところに沿うておると思ふのでございます。あくまで国民の生活を中心として、消費生活本位にして、その面からいろいろと研究をしていく。今お話しのように、生産者ないし流通部門を担当する人のための市場のリサーチをやるとか、そういう産業の面から生活の面を調べるというよりも、この法律にありましますように、あくまでも生活を中心として消費者の立場の安定向上という意味から、すべての研究を進めていく、このことはもうはっきりいたしておきます。私が劈頭に答へましたことが大へんあいまいであつたからと思ひますが、私が申し上げたのは、従来の実績が、従来の定款はそうございましたが、実績が生活問題を主として研究をして参つた、その実績は変わらぬということを申し上げたのであります。建前上から申しますと、今申し上げましたように変わつておりますから、生活本位にやつて参り

ます方向に行くことは、なおさら当然のことであると思ひます。決して生産者のための市場リサーチに使うというやうなことはやらないつもりでおるわけでございます。

○田中(武)委員 建前というか、定款の目的はそうであつたけれども、今までも国民の生活という側面立つてのことをやつてきた、これからは変わらないうところだ、こうおっしゃるわけですね。ところが、今まで定款なり月刊機関誌を見ると、必ずしもそうでない。今までのこの社団法人である国民生活研究所は何をしてきたか。

もう一つは、国民生活研究所の組織を見ますと、調査第一部というのがある。『国民生活及びその政策樹立に関する諸調査研究』、こうなつてゐる。国民生活研究所の調査結果が政策にどのようになつてゐるのか、具体的な事例があつたらあつたお示し願ひたいと思ひます。

○中野(正)政府委員 お手元に国民生活研究所の案内書なんか資料としてお配りしてございまして、本年度の仕事といつたしまして今最も力を入れておられますのは、実は経済企画庁からの調査委託費が約一千万円ございまして、これは現在最も問題になつております消費者物価の長期変動の研究、あるいは一番最近問題になつております階層別の消費者物価がどういふふうに変動しておるか、これの分析が日本では一番足りていない、こういうことを中心にいたしまして一つやる。それから国民の苦情・不満等の調査、これは主として新聞社あたりの投稿欄ですね、そういうふうなものを集計して、そういう実態をつかもうということもやらし

ております。それからもう一つ、生活構造モデル作成の方法論の研究、これは、将来のわが国の生活構造モデルというものがどうあるべきかということ、もちろん階層別、職域別、地域別にいろいろ作成していかねばいけません。ただ従来のように消費水準がこうなつたとかあつたとかいふこととで、国民生活がはたして向上したとかしないとかいふようなことを判断するのはどうもいかぬじゃないかということ、これは相当長期的な研究になるかと思ひますが、そういうことを今やらしておるわけでありまして、それ以外にも消費生活を中心としたいろいろな資料、統計等を取集分析をいたしまして、大体そういうことを主としてやつておるわけでありまして、決して特定の企業のためのマーケット・リサーチというふうなことに重点を置いてやつておつたわけではございません。

○田中(武)委員 だから具体的な政策として何が出てきたんだ。国民生活白書というふうなものを作るのは寄与したぐらいでなしに、具体的政策にどれだけの寄与をしてきたか。一体具体的にどんな政策を調査の結果答申なり、出したのかということをお聞ひおる。

○中野(正)政府委員 具体的な政策にどういふふうに取り上げられるかというところは、経済企画庁を中心とした調査の結果といふものを十分研究しまして、それを取り入れていくわけでございます。この研究所は何も政府の政策に、直ちにこうやれというわけではございませんので、今申し上げましたようないろいろな調査研究の結果といふもの

が――今調査中でございまして、実はまだ完成はしてありません。昨年の九月に発足いたしましたので、われわれの方としても今言つたような委託金を出しまして、関係の学界の人も動員をして調査研究いたしておりますが、その研究成果につきましては、われわれの方は第一に、別に企画庁で持つておられます国民生活向上対策審議会と非常に密接な関係を持ちまして、そこにいろいろデータを出して、政策の審議のベースにしていただこうというふうに、これからそういうふうになつていくことを考えております。

○田中(武)委員 それでは国民生活研究所の調査に基づいて具体的にこれをやりましたといふものは、まだないのですか。どうですか。それとも一つ、この機構の中に調査第一部というのがある、今言つたように政策の樹立に関する云々といふことを仕事にしておるのですけれども、九月か十月か知らないが、何にも今までやらなかつた。ただ調査したかもしらぬが、具体的な政策としてまだ何も出ていない、そういうことですか。

○中野(正)政府委員 ただいままでのところは、まだ調査研究の結果を政府が取り入れて、具体的に政策にこれをこしらへたといふことはございませぬ。それから調査第一部の『国民生活及びその政策樹立に関する諸調査研究』――調査第一部と分かれておりますが、一部の方は主として経済企画庁、あるいはそのほかの関係官庁の委託調査を研究する部といふことで、こういう名前がついておるわけでございます。

○田中(武)委員 まだ何も具体的なところ

にまでいってないといふのならそれでよろしいが、それなら組織の中に、いわゆる委託調査といふことにしたらいと思ひます。政策の樹立などといふことを書いておるから、大げさなことになるからいけないのです。まずこゝろになるから訂正すべきです。それから、今度のものでも二十二条の三号、いわゆる一号、二号にこれができるということがあつて、そして「前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。」といふのが、普及といふことは一体どういふ方法で何をやるのですか。

○中野(正)政府委員 これは一つは資料室といふものを作りまして、諸外国の消費生活のいろいろなデータ等がございまして、もちろんこれは国内のデータも集めますが、そういうものも集めまして、資料室といふようなものを作らして、皆さんの閲覧に供する。それからもう一つは、機関誌を中心とした定期刊行物を頒布するといふやうなことであります。

○田中(武)委員 外国等の資料を集めて資料室を作る、定期刊行物を作る、一体その資料を見に行くのはだれですか、その日その日に追われている消費生活者がそんなものを見に行きますか。

○中野(正)政府委員 これは資料室を作る、あるいは刊行物を出すといふやうないろいろな方法で、ここに書いてある成果を普及するといふことは、一つの方法であらうと考えております。○田中(武)委員 だから、さきから言つてゐる通りに、だれのために鐘が鳴るかと言つてゐるのです。あなた

ざわが国民生活研究所まで出かけていってその資料を検討するという人は一体だれかというのです。それよりか、ここで研究したものが、実際の具体的な政策にどう結びつくのか、その接点はどこですか。

○中野(正)政府委員 この研究所で研究された成果というものは、もちろん経済企画庁あるいは関係の省等にこれを頒布いたしまして、行政の参考資料にしていただくわけで、これは当然のことでございます。ただそれ以外に、先ほど申し上げておりますように、われわれの方で設置いたしております国民生活向上対策審議会では、国民生活に關係があるいろいろな方面、消費者代表、労働者代表、そのほか学識経験者、産業界の方々がいろいろ集まって御審議を願っておりますので、そういうところには直接にデータとして御提出して、非常に参考になっていくのじゃないか、また審議会の方々もそういうふうに希望しておられるわけでありまして、それ以外に、資料室等の利用につきましても、たとえば主婦連であるとか、あるいはそのほかの消費者のいろいろな団体もございまして、そういうところでもいろいろ運動をされ、あるいは調査をされるような場合は、そういうところとの連携等については十分考えていきたいというふうに考えております。

○田中(武)委員 調査をした結果を資料等にして関係方面へ出す、これは普及だと思ふのです。そうしたら一億円です。国が出して、また今後とも出資がふえるかも知れぬと思ふ。それをした結果、一体どこで具体的な政策として現われるか。言いかえるならば、

この国民生活研究所が、経済企画庁なりあるいは関係主務大臣に、研究の結果、果てはこういうことが必要であるというようなことを建議できるか、あるいはそういう建議を各省大臣は尊重しなければいけないとか、そういう規定がなければ、ただ普及だといつてあなた資料室をこしらえて資料を閲覧に供するといつても、よほど物好きな人か、あるいはそのようなことによつて自分の産業に直接關係を持つ者、こういう人は別ですが、ほんとうに消費生活者がそんな資料なんか見に行きませんよ。問題は、そういうふうな人たちのための研究所を作るといふなら、その日の消費生活に追われている人の上に現われてくるという具体的な方法が示されなければならぬと思ふのですが、そういうことはこの法文のどこにありますか。

○菅政府委員 今回の御質問は、この研究所そのものの根本的性格に關係して参りますが、はつきり申し上げますけれども、この研究所は、政策立案機関や審議機関や建議機関ではございまして、研究が主であります。しかし、研究の成果を遊ばせてはおけません。各種の方法で普及をはかすつもりで取り上げるかというところは、政策の立案、審議に当たる機関の責任でございまして、研究所といたしましては、まじめに科学的に研究した結果を普及するという性格で、もうそれ以上には出ない性格なのです。そこはやはり研究機関と政策の立案、審議機関あるいは建議機関の仕事の分担だと思ひます。

ら、その程度で私はよいのじゃないかと思ひます。ただ普及の方法については、今お話しがございましたように、資料室を作り、出版物を出し、講演会をやる、あるいはその他マスコミに乗せての若干の宣伝をやるということもありませんが、直接消費大衆がこの資料を読まないから、この研究の意味はないといふことは言えぬと思ひます。どうせそういう専門の資料でございますから、見にくる人は専門家がたいていと思ひます。その専門家は、政策の立案機関の専門家であつたり、あるいは消費者団体の人々であつたり、あるいは主婦連の運動団体の人であつたり、そういう人々がこの成果を利用して、くれまして、これを大衆に宣伝する、あるいはまたマスコミ機関がこれを利用して宣伝してくれる。要するに、この權威ある総合的な国民生活の研究の成果というものは、今まであまりないのですから、これがこれを作つて、さあ利用して下さいと普及して、それをマスコミがどう利用し、政策立案者がどう利用するかというところは、それぞれの機関がやってくれることであると思ふのであります。そういうものがなるべく大衆に普及するように、あるいは実現するように、それぞれ努力して、その結びつきをできるだけ有効にするように、成果の普及をはかりたい、こういうふうに考えておりますので、御了承を願ひます。

○田中(武)委員 正しいか正しくないかは知りません。研究所という建前に立てばそれかも知れません。私の言つ

ておるのは、たとい一億でも、税金の金を出してこういうものを作る以上は、もつと効果があり、実際の政策に具体的に結びつき得るようなものでなければならぬと言つておるのです。正しいとか正しくないとかいうことではない。これはもう少し強い性格を持たせてはどうかと思ふのです。何も知らぬで、そんなことを言ふな。

○菅政府委員 これは法案として研究所は研究所として、同時に国民生活の安定向上のための研究所を作つたからそれでおしまいというわけではありませんが、研究はこれで作つて、それから今申し上げた経済企画庁に移されておきます。国民生活向上対策審議会のときは、政策の審議機関、建議機関として大いに活躍してもらい、政府の各行政の部局は、それぞれ国民生活の安定向上のために、こういう資料なり審議なりに基づいてどんな活動していく、その総合的な活動は大いにやらなければならぬ。政治の問題となつてくると思ひますが、それを決してやらぬというわけではございせんが、本法案に關するところは、研究所をどうに作るということで一応とどめておいたら、こういうふうにするのであります。

○田中(武)委員 私は、せっかく金を出してやるのだから、しかも特殊法人として作るのだから、単なる象牙の塔であつてはいけません。その研究結果を、この法律によると「普及」ということになつておるんだが、それだけでは足らぬのだ、もう少し強いものにして、この研究調査の結果が具体的な政策に結びつくような何らか一つの条文が

ほしいのではないか、こういうことを言つてゐるわけですね。

○菅政府委員 国民生活安定向上全体を考えます上においては、そのことは非常に必要と思ひますが、研究所法案としては、成果をきちんと出し、それを有効適切な方法で普及する、その普及の方法は、田中さんがおっしゃつたように、これはあまりアカデミックな、高くもつた姿勢ではないけれども、あるいはまた専門家への伝達だけでは困る、大衆への直接の普及ということもございまして、それから、そういうことは十分考えていいと思ひますが、まずまず成果の普及程度でこの法案そのものは一応打つ切つて、ほかの部面で今おしつたようなところを大いに力を入れるのが政治の筋としてはいいんじゃないか、こういうふうにする次第でございまして。

○田中(武)委員 この研究所法案を修正するかどうかはあとで相談いたしまし。少なくともあなたの方がそういう観点に立つて法案を提出したんだということは認めましよう。しかし、せっかくその社団法人を特殊法人にするんだ、しかも血税一億円を入れるんだ、それならもうちょっと気のきいたものにしたらどうか、こういう意見なんです。先ほどから変な雑音が入つておるから、その人と委員会が終つてから修正について話し合ひたい、こう思ひます。

次に資本金の今のことに關連してですが、これは二億と言つておつたのが一億になつて、従来の一億と合つた二億で出資する、こういうことなんです、四条の三項、四項を見ますと、将来ふやしていこうといふことなんです。

○中野(正)政府委員 四条三項の方は、民間と政府と両方含めて資本金を

「質権の目的としてこれを受けることができない。」こういうことです。

ういうことになっているが、これはその特殊法人たる性格からいっているの

すよ。法制局のあなたが言われたが、なるほどその規定は知っております。

て金を貸せというよなことはあり得

いう観念はそこからは出てこないです。何のために質権の目的としてはならないという規定をわざわざ入れたのですか。ということ、裏を返して見れば、なければ、質権の目的になるから、これを入れたんでしょう。今おっしゃるのでは、質権の目的にならぬです。

○菅政府委員 これは質権で転々することはないので、この研究所自体が出資者の持ち分を取得したり、自分が質権の目的としてこれを受けてはならぬので、これはつまり資本充実の原則と申しますか、株式会社その他における団体が、自分の株なり持ち株なりをとり、質の目的にしてはならぬという原則でございますから、これで他が質を設定するという意味のものではないのでございます。ただ法律的性格につきましては、法制局の方からお答えいたします。

○田中(武)委員 研究所が出資者の持ち分を取得するということは、あなたの言う通り、そういう性格からいって、これはわかるのです。「質権の目的」とわざわざうたっているのがわからぬというのです。

○野本政府委員 質権の目的として規定いたしましたのは、これによって他の者に優先してこれを処分してそれから弁済を受ける、そういう点が非常に大きい点ではないかと存する次第であります。

○田中(武)委員 他の者に先立って云々というのは、どういふことです。持ち分というのは、今の難問にあるように、登録簿を作つて、その名簿に登録するだけなんです。そのことがどうして質権の目的になるのか、質権の対

象になぜなるのかということですが、何でわざわざここへそういう質権といふことを入れたのか。それは、これがなければ質権の対象になるということが前提になつてゐるはずで。

○野本政府委員 財産権は、民法の規定によつても、質権の目的とすることを得るので、この出資者の持ち分も一種の財産であると思ふわけでございまして、その意味においては権利質の目的となり得るものと存じます。しこうして、証書が必要かどうかという点につきましては、民法三百六十三条によりますと、「債権ヲ以テ質権ノ目的ト爲ス場合ニ於テ其債権ノ証書アルトキハ質権ノ設定ハ其証書ノ交付ヲ爲スニ因リテ其効力ヲ生ス」で、「証書アルトキハ」でございまして、証書あるときはその証書の交付によつて効力を生ずる。証書がない場合もおそらくあるわけでありまして、証書があればそれを交付するというだけであつて、必ず証書があるということをお前提にしてゐるわけではございませんから、その点は差しつかえないのじゃないかと存する次第であります。

○田中(武)委員 これは第三者間、いわゆる持ち分を持つてゐる人と第三者との関係をうたつたのと違ふのです。これは研究所と持ち分を持つてゐる人との関係をうたつてゐるわけですね。そのときに、なぜ質権云々とわざわざ断る必要があるのか。あなたの言つてゐる通りに、もちろんいゝわけの持ち分を持つてゐる者と第三者の間には、その持ち分を質権の目的とするのは、財産権だからできるだろう。しかもそれは必ずしも民法が予定してゐるよう

にいわゆる証書等を必要としない場合もあるかも知れない。これはわかるのだよ。ところが、これは研究所と出資者との間の関係ですね。

○野本政府委員 この第五条第二項「研究所は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができる」と、この趣旨は、株式会社の自己株式を禁止しておるというふうな制度がありまして、やはり株式会社が自己株式を禁止してゐるが、研究所がその出資者の持ち分を自分で取得することになると弊害もあるし、また質権の目的としてこれを受ければ、結局質権の実行によつて質権そのものを研究所も取得し得る状態になりますから、結局「出資者の持分を取得し、云々でそれを禁止した趣旨は、質権をとり得るということをお許しておくと、そこに穴があいてしまふので、同じ目的からこの五条二項は「受けることができる」という規定してゐるのだと存する次第であります。

○田中(武)委員 この「持分を取得し、はわかるのですよ。「質権の目的」といふことを、なぜこゝにいふことをわざわざ書いたかといふことを言つておるのです。あなたの言つてゐることで大体出てきたと思うのですが、こゝに書き方の前例は何かほかの法律にありますか。

○野本政府委員 これは今具体的にどうかといふことはちよつとわかりませんが、一種の型の条文になつておるから、おそらくあると思ひます。趣旨といたしましては、出資の持ち分を取得することはできないといふことで足りるのじゃないかといふことが、質にとつ

て、質権を実行したといつたよりなことにいたしました。その結果持ち分を取得するといふことになるから、質で自分が取得して足りるのじゃないかという議論もありますが、やはり同じような趣旨で、自分の持ち分は自分で取つてもいけない、質として自分の方でその支配権を認めてもいい。そういう趣旨で、理屈は持ち分の取得じゃない、そういう思想と相通するのではないかと存する次第であります。

○田中(武)委員 だから、持ち分は取得したらいかにぬといふだけではない、じゃないかといふことを言つてゐるわけですね。多分紋切り型の文章だから、ほかにはあるだろう、こゝにいふことで、これは私ちよつと研究さしてもらひます。保留いたします。

○中野(正)政府委員 ちよつと御説明いたしますが、ほかに例文があるかといふことですが、ここに資料がございましてから申し上げますが、先般、昨年でしたか、通りましたアジア経済研究所でございまして、これは全然同じ規定であります。アジア研究所は全然同じ規定で、研究所法の五条の二項にございまして、それから今度でございました農業機械化促進法の中で、農業機械化研究所といふのを今度御審議願つておると思ひますが、これも同じ規定であります。

○田中(武)委員 たとえばアジアの場合、何か持ち分についてどういふ扱いをしておるのですか。

○中野(正)政府委員 持ち分の関係については、アジアと今度の国民生活研究所と同じ規定になつております。

券とかいふものは出してないんですね。

○中野(正)政府委員 アジ研の場合は、今度出してあります法律と同じでございます。

○田中(武)委員 だから出資の場合に、やはり登録だけでやつておるか。証券を出してないのか、出しておるか。

○中野(正)政府委員 それは確かめないとわからないのですが、出してないと思ひます。規定は全然同じ規定になつております。

○田中(武)委員 だからこれはちよつとこつちも勉強さしてもらひます。

それから七条に定款の規定がありますね。それから八条に登記の規定があります。政令で定めるところにより、登記しなければならぬ。この政令で定める事項でございまして、これこそ例文になつておまして、普通設立登記とか、変更登記とか、事務所移転登記とか、一連の大体定型的の政令の型ができております。大体十カ条内外くらいの政令になつております。たとえばアジア研究所の登記がありますが、これは登記すべき事項、それから事務所移転の登記……。

○田中(武)委員 それはわかつておるんだ。七条の定款記載事項は全部登記事項なのか、その七条の定款記載事項のほかにまた登記事項を政令で定めよ

うとするなど、なんのものをいれようとしておるのか。

○野木政府委員 今ここに持つておりますのは、アジア経済研究所関係のあれでありますが……

○田中(武)委員 アジアは聞いていない。

○野木政府委員 同じになると思ひます。

○田中(武)委員 政令というものは原局が作るんだらう。法制局が出しやばった答弁はやめておけよ。

○中野(正)政府委員 今政令によって必要な登記事項と考へてゐるのは、目的、業務、名称、事務所、資本金、役員の名、住所というふうなことでございまして、定款に定める事項の一部になるわけでございます。

○田中(武)委員 だからそのほかになんかことが、たとえば政令で定められるかという事です。だから七条の定款記載事項は全部登記事項でしよう。そうじゃないのかね。そのほかになんか……

○中野(正)政府委員 定款のうちで、ずつとありますが、目的、名称以下こういうものは当然登記しなければならぬわけですね。七の会計に関する事項、九の定款の変更に関する事項、こういうことは登記事項から落ちるわけですね。従つて定款以外にあるかと言われましても、定款のうちの一部が落ちる、必ずしも必要でないものがあるということになるわけでありまして。

○田中(武)委員 これは法制局にちよつと尋ねるのですが、いわゆる法人登記の場合、定款変更は登記事項じゃないんですか。

○野木政府委員 定款の変更、たとえ

ばこの定款変更のうちの目的の変更とか、名称の変更とか、事務所所在地の変更とか、そういう意味での定款の変更、これはさっきの条文からそのちの方で登記事項になります。大体登記は第三者に公示して対抗要件の關係があらりますから、そういう点で必要な点は網羅してゐるということになるんじゃないかと存する次第であります。

○田中(武)委員 登記の効果は、これは第三者の対抗要件であることはわかつておる。従つて、定款の変更についての第三者に關係のあるところは、やはり僕は登記事項だと思ふのです。従つて、今の局長の答弁ではちよつと足らぬ。

それから、この本条の二十一条では個々の役員に、刑法上の公務員たる負担を負わしてゐるわけですね。公務員として扱つてゐるわけですね。そうすれば、刑法の上では公務員と同様に扱つておるが、給料その他はどうなるのですか。

○中野(正)政府委員 給与につきましては、規定を作りまして、これは認可を受けることになっておりますが、大体公務員に準じた——これは公務員のようになんか規定にはならぬかと思ひますが、特に研究員等につきましても、その待遇等については特別にいろいろ考へなければならぬと思ひます。公務員に準じた待遇をするようにしたいというふうな考へておられます。

○田中(武)委員 給与その他をきめる場合、経済企画庁の長官の認可が必要ですね。そして今言つてゐる通りに二十一条では、刑法上の扱ひは公務員と同じようにしてゐる。そうするならば、待遇の上においても、認可にあたつて

はもつと考へねばならぬ点がある、こういうことを申し上げてゐるわけなんです。

○西村(力)委員 給与の計画の説明を見ますと、役員の手当は七万五千円、四月分といふことになっております。二月月増して四月分としたのは、期末手当や何かの關係でございしたのかと思ふのですが、ところが職員の場合ですと、諸手当關係は通勤手当、扶養手当、超過勤務手当、特別手当、これだけが出てゐるわけですが、期末手当の項目はない。特別手当として本俸計の十二分の二、これだけは出すといふことになっております。これがすなわち期末手当の關係であるかどうか。しかし、これは十二分の二ですから、六分の一しか出ないわけですが、そうすると期末手当の予算項目がどこにも見当たらないように思ふのですが、これはどういふことになるか。普通の公社とか何かの關係と違ひます。役員の手当は七万五千円と非常に控へておられます。これだけでは學者諸君は研究に従事することは相當困難性があるのではないかと。役所關係から行くなんといふことは、あまり好ましいことではない。一般的にそうであるし、ことに研究業務であるから、そういう關係から転出するといふことは好ましいことではない。だから、より多くやはり相當専門的な學識經驗を持つ、そういう人が役員に就任してもらわなければならぬと思ふのですが、それが七万五千円となると、一般に比較して、これでは學者諸君の研究を満足に行なつてもらうといふことは不可能ではないか——そう不可能ではないかもしれぬけれども、相當困難ではないか、こういうふう

思ふ。だからそういう点、一般的に低目に給与を見てゐる点は好感を持てられなくても、実際の仕事にほんとうに専門的な人々が耐えられる給与というふうな工合には言えないのじゃないか。それから、職員の期末手当はどういうふうに考へておられるか。

○中野(正)政府委員 研究所の方で作りました一応の支出の計画について、先生が御指摘になつたと思ふのです。確かに役員に給与等につきまして、これは平均でいつておりました、これは発足当初でございまして、もちろん理事等につきましては、専門の相當有能な方を招聘しなければいけませんから、相當考へなければならぬと思ひます。実はこれはまだ足りきつたこととは申し上げられませんが、役員についても、会長あたりは当然——相當仕事の性質も違ひますが、アジ研あたりの例を見ましても無給でやつてもらつておるといふ例もございします。しかし、確かに専任の研究員につきましては十分な待遇をしないと、なかなか人を得られないといふことは御指摘の通りであります。期末手当につきましては、特別手当といふところ考へておるものであります。

○西村(力)委員 特別手当で考へていふとおつしやいます。百六十万円です。これが二十四人に分割されるとすると、積算の基礎といふのは、本俸かける十二分の二かける十二とならなければ、それは二月分は出ません。そうでしょう。二十四人で百六十万の期末手

当をもらつたつてどうなりますか。こんなものはとてもない話ではありませんか。それでは一人当たり何ぼになりますか。幾らにもならないのではな

いんですか。七万円弱になりますか。そうすると、これが期末手当の予算項目という工合にいえるのですか。これは特別手当という名称ですか。僕は研究業務に対する特別手当という工合に見ておつたのですが、これはどうなんですか。あなたの方の試算した取支予算案です。

○中野(正)政府委員 研究所の方でこ

ういふものを作つたので、われわれの方ではまだ十分の検討も済んでおらないわけでありまして、大体二十四人の職員だけの特別手当、これは期末手当のことだろつと思ひますが、一人八万円程度、本俸の計に対して二月分の特別手当を出そうといふ計算になつております。こういう給与等の点につきましては十分われわれの方でも検討いたしまして、職員が仕事がよくできるやうにしたいと思ひます。

○西村(力)委員 それについては、これは特殊法人になつたのですけれども、企画庁の監督があまりこまかくきびし過ぎておるのではないかと。この研究所の業務の内容からいまして、その他の研究業務をやるときは企画庁の許可を得なければならぬとか、研究調査に対する許可認可の權限まで強化する方向をとつてゐるということ——この前奥井さんが参りましたときの話でも、研究そのものに對する監督はごめんこうむりたいといふことがありましたが、確かにそういうものであるだらうと思ふのです。金は大したことではない、監督は嚴重だといふことに

なつてくると、一般にこういう特殊法人あるいは政府関係機関というふうなものは、一々あなたの方にお伺いを立てなければならぬというところに非常な障害があるのです。今問題になつておる東北開発一つを取り上げても、ほんのつまらぬことでもあなたの方の許可を受けなければならぬ。金画庁の認可を受けなければならぬ。だから採算性というものは、企業性というものを發揮しようとしてもなかなかできない。公共性に名をかりた金縛りだけかけられておる、そういう矛盾がますます深刻になつてきて、その独立性、企業性がくずれていくということになるのです。それとちよつと性質は違いますが、研究という本来のあり方からいまして、もつともっと監督というものは、可能な限り排除していくという方向をとっていくべきじゃないか、私はそう思うのです。まあそれは意見になりますかね。

○田中(武)委員 それじゃ續けて質問をいたしたいと思いますが、本法三十九条、四十条に、罰則を設けておるのですが、そこに「役員又は職員」、役員と職員を同列に置いて、同じような資格において罰する、こういうことになつておるのです。まず四十条の方を見て下さい。一号から五号までありますが、職員が犯すであろうのは何号ですか。予想せられるのは何号ですか。

○中野(正)政府委員 第三号は、要するにこの業務の範囲がきまつておりまして、それ以外の業務を勝手にやっちゃうかぬということになつております。そういうことを職員が案外やりかねない。どこかの会社に頼まれて、個々の会社の利益のための研究をやる

ということとは規定違反、法律違反でございまして、そういうことをやっちゃうかぬということ、これははつきり規定違反になります。それから、四番目の業務上の余剰金を運用するといふのも、これは三十条によつてなかなかめんどろ過ぎるくらいなことになるのでありますが、余剰金はこういうところにしか運用しやいかぬということがありますから、これはそれに違反して職員がそういう金銭の経理上の責任者あたりがやることをやる。まあそんなことは無いと思いますが、しかし、法律の規定ですから、そういうことを予想して書いてあるといふものであります。それからその次は、経済企画庁の監督命令が出ますから、そういう命令に職員は実問題として従わなくちゃならないというふうなことも考へられる。それから第一の、この法律によつて各種の認可、承認を受けなければならぬ、たとえば事業計画とかそういうふうなものも認可、承認を受けなければならぬというところになつておられますから、これは当然役員の責任においてそういうことはやるわけであります。従つて、あとは実問題として内部問題というところになると存じます。しかし、それも全部書類ができて、役所へ届けるというふうな場合に、それを怠つたとか、どこかへといふようなことも考へられないことは、それから第二番目は、登記することを怠つた、これは登記するということ、実は別の規定で会長の責任になつておるわけでございますから、これはもう役員以外に責められることはないと思ひますが、これがずつと同じような考え方で一から五まで並んでお

るわけでございます。それで、三、四あたりは非常にはつきりしておるのでございますが、ほかの方は大体役員の責任ということに実問題としてはなるといふふうに考へております。

○田中(武)委員 私も、実は、この条文を見て、職員が犯すであろうと思はれるのは一号から五号まででございろう、私はまあ三、四号ぐらいではないかと考へる。これもあとで申し上げますが、一、二とか四とかいふのは、これは職員でなくして、当然役員の仕事なんです。それから五にしてみてもやはり役員です。それから三の業務外の仕事をしたとかなんとかいふことは、これは内部の、いわゆる職員に対する役員とか、使用者との関係の業務命令の問題だと思ふのです。そうするならば、何もここで職員に、役員と同様の処罰をもつて臨む必要がどこにあるのか、こういう感じが実はしてゐるわけなんです。一、二とかなんかは、当然これは役員の責任においてやるべきです。四にしてみても、そうです。余剰金の運用を勝手に職員がやることはないと思ふのです。もしやつたとしたら、その金をほかに使つたら横領罪です。これは何業務上の余剰金を三十条の規定に反して云々というものは、これは役員の仕事です。どうしてみると、まあ三号の場合にしても、これは内部の命令、業務の關係だと思ふ。そうするならば、必要ないじゃないか、こういう感じを持つておるのです。どうでしょうかね。

○中野(正)政府委員 いや、確かに、私もいろいろこれは勉強してきたのですが、なかなかいい例が見つからないので何ですが、やはりここに書いてありますように、次の各号の一に該当する場合は、その違反行為をやつた役員と職員が罰せられるわけですから、想像される場合も——これは実はそういうことを申し上げると説明にならぬのですが、これはみんな長い間いろいろ研究されていろいろふうになつてきたもので、実は十分そういうことまで研究せずに法案を提出した点は何ですが、これは違反行為をした役員、職員というふうにありますから、一応職員まで網をかぶせておくことの方が筋道を通るのじゃないかということで、こういう規定になつておるのだらうと思ひます。実際問題としては、職員まで及ぶといふことは、実はあまり適切な例を考へ出せないくらいなといふふうに申し上げていきたいと思います。

○田中(武)委員 この法案を立案した責任者の局長がそうであらうと思ふとかいふことなんです。私は、いろいろなこまかいこといろいろ規定でこんなふうな議論というのか、罰則の何条の何号だとか、質権がどうだとか、そんな議論は実はしたくないのです。ただし、今言つたように、前例によつてこれを入れたのだ、何らの検討をせず、前にこんな例があるからそのまま入れるのだという、こういう態度、これを直さすために、私は何回かいろいろなこまかい問題について質問したわけですが、それらはつきりして、一応こういうことが予定せられるといふことはないのです。あるであらうといふくらいのこと、結局は、ほかの法律にこういう条文があるからそれをそのまま写したのだ、こういうこと。法制局の答弁もおそらくそうだと思うのです。そう

するならば、どこに進歩があるか。前の型をそのままやつておるじゃないか、実はこれが問題なんです。そこで、こういう問題をあえて申し上げておるわけなんです。

○野本政府委員 ただいまのことでお答えいたします。御質問の点は、まことに立法論として一つの見識を示すものだらうとは思ひます。しかし私も、原案にいたしましたが趣旨を一応弁明いたしますと、この四十条の過料の書き方につきましては、大よそ二つの型といひますか、大づかみに言ひまして型があります。一つは、民法や商法などに出てゐるような清算人が、次の各号に掲げるような行為をした場合には、過料に処する、という言ひ方と、この四十条のような、次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所なりあるいは法人の役員、職員は過料に処する、大まかに言つてこういう二つの書き方があるやうであります。これは大体ずつと、私が担当する以前からそういう踏襲はあるわけです。しかし、これを考へてみますと、やはりこれには一つのそれぞれの理由があるわけがございまして、民法、商法の流儀は、まず発起人なり理事なり取締役なり、そういう重要な責任者をとらえて、それを過料に処するといったような書き方であるわけがあります。ところが、この四十条の書き方は、さらにそれよりも広く過料の制裁を科するといふことになつておるわけがあります。これはどういふ理由かと申しますと、私は、法人罰とかその営業者の罰、いわゆる両罰規定、あれがずつと発達してきたあ

の過程とあるいはうららかな関係になるのではないかと存するわけでありまして。と申しますのは、この研究所法案におきましては、研究所は法人でありまして、すべての法律の義務は研究所という法人に向かつておるわけなんです。ところが、厳格にその点だけとらえますと、義務違反というものは法人にしかない。役員を何も義務違反にすることはないじゃないかというような議論も起りますが、それでは今度は、法人があるといつても、それは觀念的な存在でなくて、社会的な実在といたしましては、それぞれの自然人が活動してそれが法律上法人ということになるわけでございますから、その法人に課した義務を最も厳正に履行確保しようと思ふものならば、その法人を動かす自然人に対して、その義務が及んでいふ、そういうふうな考えなければならぬのではないかと思ひます。そういう場合におきまして……

○田中(武)委員 法人の行為能力を聞いているのと違ふんです。それをやるなら、法人の不法行為能力の問題までさか上つて論じなければならぬ。民法四十四条というものがあつて、それは法人の不法行為能力はどうなのかという新しい学説までさか上つて論議しなければならぬ。私が言っているのは、そういうのだらしたことを言つておるのじゃないのだ。あなた、私が担当する前からあると、こう言つておるんですよ。この法制局のマンネリズムが、私はどうにもがまんできなかつたんです。前にこういう規定があるから今度も入れました、その行き方が僕は気に入らぬと言ふんです。新しい進歩がどこにあるのか。こ

こできめる場合には、一応役員の場合にはこういうことが想像できる、職員の場合には……たとえば一号、二号なんというものは、完全に職員が犯さうとしても犯されなものでしょう。四号にしたつておるのだ。そういうのを、前にあつたから入れておるというこのマナーリズム的な法制局の考え方はがまんがならぬと言ふたんです。

○野木政府委員 前にあつたから入れたといふのはなくて、やはりずっと長年やつてきたのは法理的な理由があるわけでありまして、これは、一号につきましても全然論理的に違反行為が成立しないかと申しますと、先ほどの続きになります。これは法律は法人に義務を課している、義務には禁止義務と作為義務とがあるわけでありまして、そのうち、たとえば三三九条のような業務以外の業務、これは法人に対して義務が課してあつて、これについてはなにはあるかもしれないということになると、これは禁止規定……

○田中(武)委員 役員のことじゃない、職員の方です。

○野木政府委員 職員についても三三九条あたりは……

○田中(武)委員 三三九条はまあわからぬこともない。

○野木政府委員 それと同じように論理的にそれは禁止義務違反ですから、今度は不作為義務を課しているのについて、論理的には会社に義務を課している、禁止義務が課されておる場合に、職員について違反行為が成立するといふならば、会社に不作為義務が課されておる場合でも、職員について同時に違反行為が成立するわけですから、これも職員まで含まなければ、

この会社へ課した法律の義務、この履行が十分履行、確保することができないのであります。そういう趣旨でやばりという趣旨で厳正な態度で職員まで入れていこう、そういう趣旨なのがこの立法の趣旨でございます。ただ、そこまでする必要はないじゃないかといえ、それはやはり一つの立法論としてあるかもしれない。それは理事とか何かで押えられたいじゃないかといふことは、これは一つの立法論でございます。それは、それが論理的に全然マンネリズムで、昔のものを踏襲してゐるという意味ではなくて、それを廃すなら廃すで、一そう深い検討が必要だということとを申し上げておるわけでございます。

○田中(武)委員 前にこういう型があつた、それが何年か続いてきたから、それ自身が法理を持てゐる、こういう上になつてあなたに言われてゐる。ところが、新たに立法する場合に、個々のケースにあつて僕は検討の必要があると思ふんです。原局の局長自身が、まあそんなことはないと思ひますが、どうか、そうであらうと思ひます。こういうことなんだ。たとえば一号なんといふのは、どう考へても職員に課すべきなに出てきますか。もしあなたの言つてゐるようなことになるなら、それは責任罪とかいろいろなるはかのケースが出てくるんですよ。業務に対する違反、それはもつと大きく言へば責任罪です。そういうこと業務あるいは不作為義務、こういうことに対して、負わされた義務をやらなかつた、あるいは放棄した、こういうことなら責任の問題になつてくる。こういう行政罰をわざわざ役員または職員

員にまで及ぼす必要があるのか。役員だけでいいじゃないか。職員には職員として犯すであらうと思はれる面があつて、なおかつ本法運営上必要な国民生活研究所法運営上必要だといふ部面だけにどめたらどうなんですか。だから、これは一つの見解の相違になつてゐる。あなたも立法論としては認める、こういうことです。私の言つておるの、具体的ケースにあつて、一々検討せずに、前にあるからこれを入れておこう、こういう行き方はどうもがまんならない。今までの質問、全部そうでしょう。前にこういう規定がありますからこういうことなんだ、前に規定があつたからといってすぐに入れるということ、私はこれがどうもいかぬと思ふんです。そのつどそのつどにもう一べん検討すべきだ、こういうことを主張しておる。従つて、これ以上は立法論としての意見の対立でありますので、この点は検討することを保留いたします。

三三九条。これは一体どういふことですか。これと刑法三三九条の公務執行妨害との関係はどうなります。

○中野(正)政府委員 三三九条と刑法三三九条の公務執行妨害の規定との関係でございますが……

○田中(武)委員 上の虚偽報告は別です。後段のことです。

○中野(正)政府委員 「検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合」、これです。これは、公務員の職務執行等について、暴行とか脅迫によつてその職務の執行を妨げたというやうな場合には、研究所の役員は当然公務執行妨害の九十五条の罰則を受けるわけですから、それでいい、暴行とか脅迫によら

ない場合はこの三三九条の規定の適用を受けることに相なります。

○田中(武)委員 具体的にいへば、調べに来たときに逃げてしまふというやうなことがこれに入るのですか。なるほど九十五条の公務執行妨害は成立要件として「暴行又ハ脅迫」ということがある。従つて、積極的に妨害した場合、これはこれであつて三三九条は消極的な場合、こういうふうな解するのですか。

○中野(正)政府委員 今の逃げ回つてゐる、これは忌避に入るもので、三三九条の適用になるのだらうと思ひます。

○田中(武)委員 だから、積極的に拒んだ場合は刑法でいくのだ、そうでない場合は三三九条と解するのですか、そうじゃないのですか。この件、いわゆる公務執行妨害と三三九条との境界はどの辺です。

○野木政府委員 刑法の方は、「公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ対シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘ」とありまして、昔から判例で、暴行、脅迫という要件に該当する場合は刑法になります。この「拒み」といふのは、暴行、脅迫に至らない程度で積極的に拒む場合もあり得ますから、そういう場合には刑法によらずにこれを適用する場合もあり得る、こういう解釈でございます。暴行、脅迫ならば刑法にいく、これは最高裁判所の判例もございまして、確立いたしております。

○田中(武)委員 最高裁の判例を待つまでもなく、公務執行妨害は暴行、脅迫が要件になることはわかつておる。ただ三三九条でいくのか刑法九十五条でいくのかといふことの境界はどの辺になるのか、逃げ回つておるときは忌

避、これはわかる。脅迫に至らない態度、こういふことですが、脅迫に至らない態度とはどういふことか、これは学説に待つより仕方はない、こういふことになるのだらうと思うが、黙ってどつかすわっておるという事も、これは相手方の問題になるわけだね、脅迫を受けたかどうか、犯意の問題がそこに出てくると思うのですが、刑法の場合にはもちろん犯意を必要とする。

この場合はともかく、脅迫するということ、意思はなくて、検査を拒むということだけで、相手が脅迫を感じた場合も三十九条、こういふことになるのですか。

○野木政府委員 普通黙ってそこにすわっているというくらいだったら、とても暴行、脅迫にならないと思います。たまたまそこに行った公務員がおそれたといつても、それは公務員の臆病な人がおそれた場合であつて、やはり通常の状態において通常の公務員に対して非常に威怖感を与えた、こういふような場合でなければ暴行、脅迫になりませんから、ただ黙ってこわい顔をしてすわっておるという程度では、拒むという程度に該当しないと思います。

○田中(武)委員 これは法制局、一つこの三十九条と刑法九十五条との限界をはつきりして下さい。今でなければ、あとで文書で出してもらつてもけっこうです。

○野木政府委員 三十九条は単に拒み、妨げ、忌避した場合、それから暴行脅迫を用いて拒み、妨げた場合には刑法でいく。刑法の犯罪が成立する場合には、それに吸収されてしまふ、そういうのが通説だらうと思います。

○田中(武)委員 それじゃ暴行、脅迫でない拒み、妨げというのはどんな態度になりますか。

○野木政府委員 先ほどおっしゃつたように、口で検査を拒みますと言つたり、あるいは妨げというものを隠してしまつたり、そういうようなことがあるわけで、暴行、脅迫に至らなくても、こういう場合は幾らもあると思います。

○田中(武)委員 私は暴行、脅迫以外にあることは認めておるのです。しかし、限界はどこか。隠してしまつたり何かすることは忌避だと思ひます。拒み、妨げという行為で、暴行、脅迫との限界はどこだ。おそろくこれもそういう前例があるからだ、こうだと思ひます。

これ以上やりません。結局これは委員長に申し上げておきますが、すべてがこの通りなんです。前にこういふ規定があるから入れるんだ、こういふことで出てくるからがまんならないと言つておるのです。大臣の来る時間もだいたい約束が違つておるし、ここで休憩していただいて、こういう問題について委員間で一つ検討したい。

それではかにたくさん来ていただいておりますが、これは大臣質問に関連して、たとえば公益事業局とか、あるいは農林省、公取等にお伺いしたいと思つたのですが、せつかく来ていただいて、今まで待つていただいたことは、私の責任でなくて、来なかつた藤山さんにあるのですから、その点は御了承願ひたいと思います。

○野木政府委員 ちよつとお許しを得まして、当初御質問を受けました質権の点について、ちよつと御説明いたしたいと思ひます。

私、先ほどは入つてきたばかりでありまして、多少質問のまづ正面からぶつからなかつたきらいがありますが、この規定は、これまで前例を追つたしかりを受けるかもしれないが、たとえば資本団体の典型である株式会社であります。それにおきまして、二百十条で「会社ハ左ノ場合ヲ除クノ外自己ノ株式ヲ取得シ又ハ質権ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ズ」、これを援用するわけでありまして、これはなぜこ

ういふ規定があるかといひますと……

○田中(武)委員 それは株券というものがあつたのです。

○野木政府委員 それと違ひます。これは資本の維持の原則という点から来るのでありまして、会社は一定の資本金をとらして維持しなければならぬ。そこで自分の株式を取得する、その金が出るわけです。

○田中(武)委員 だから取得はいいと言つてゐるんです。

○野木政府委員 質権をとるためには、金を貸すということになりますから、自分の金が出たしまつという点においては、自分の資本として持つていく金がその形として出るのは資本維持の原則上から好ましくない、そういう精神から出ている規定でありまして、今言つた第三者対抗云々とはちよつと形が違ふんじゃないかと存する次第でございます。

○田中(武)委員 第三者対抗とは……

○野木政府委員 質権の問題は第三者対抗云々という点で、私初め説明しました。

○田中(武)委員 それはわかつておるのです。

めすればよかつたのですが、この説明をまづ正面からいたしませんでしたから、釈明するわけです。

○田中(武)委員 だから、資本維持というか、そういう点で自己資本を使うことは、こつち法律の上からいって忌避すべきである、これはわかるのだ。だから私は持ち分の取得については何も言つていない。質権の質問についてはどうかわからぬが、金を貸す融資のことと違ひか、こつち言つておつたのです。それをこつちいうきようきようしい質権の目的とあけておるところに何かあるのかと聞いておつたわけです。結局のところ、あなたの言つたことも私の言つておることも同じなんです。質権として金を貸してはならない。そんなことを言わなくても、質権とかヘチの頭とか大きな規定を大上段にかぶるから、いろいろの問題が起つておるから聞くと、これは前にこつちいう前例がありますと言ひ……

もう一つ法制局に聞くのですが、資本金の四三三項、四項との関係、これはあなたの来る前に言つたが、前例がこつちいうことになつておるからこつちうことになるので、前例々々でそのつど、そのつどの目的に照らして検討せずに入れておるという感じがするので、そこに法制局のマンネリズムがある、あるいは原局は法制局まかせという無責任さがある、こつちうことを指摘しておるわけです。従つてこれは検討いたします。

○菅政府委員 だいたいおしかりを受けましたが、精密な御研究には敬意を表する次第であります。他の類型のあるものは類型によつておりますが、安

易に、マンネリズムというのは大へんいけないと思ひますが、大体ほかの研究所の性格とこの性格、目的と照らし合せてみて、この研究所も大体前例を踏襲していいのだという判断から、まあん書いておるのでございまして、たまたま局長の答弁が偏狭かつあまいでございましたけれども、その検討を経てわれわれとしては——法制局もそうであります、この前文を引用しておるのではありません。漫然としてではありません。本研究所におきまして、この型にならうのが妥当であると考えてこれをやつておる次第でございまして、その点御了解願ひたいのであります。

なお一言蛇足のようになり思ひますけれども、三十九条、四十条の罰則の問題でございまして、職員にはこれを適用することがあまりないというお話がさつきから出ておりましたが、むしろ四十条のごときは、こつちうことを励行すべきであつて、これに違反する行為は役員であらうが職員であらうが、過料を受けるのだという積極的意味があるものと私は解しております。たとえば、一号の認可承認を受けなければならぬという場合に、受けないという場合は、役員の責任ではございまして、けれども、役員からこつちう命令を受けて職員がその職務を怠つてこつちう手続をしなかつた場合、あるいはまた登記をすることに役員会できまつたが、さて担当の者が登記をしなかつた、あるいは役員がうっかりしておるというこゝに乘じて登記を怠つておるというこゝもございまして、全般を通じて役員とともに違反をやることはあるわけでございます。役員も職員もこれに

よつて戒めていく姿勢だろうと私は考
えるのであります。ただ、その場合、
おつしやるように、職員の場合は上司
の役員の監督不行き届きという点がこ
ざいますから、役員の方で団体運営の
責任を負われるのであります。したが、
やはり下僚たる職員の義務違反というこ
とはあるわけでありまして、役員
とともにこの励行にあたるといふのが建
前だと私は考えておるわけでありま
す。

背任のお話がありました。背任と
いうことになりまして、また特別の条件
が加わりまして、自己または第三者の
利益にするとか、この団体に害を与え
る目的をもって行為をなして、現実に
この団体に害を与えたときでなければ
背任になりません。刑罰の何とい
いますか、構成要件は全然違ひますか
ら、背任があるからいいじゃないかと
言えませんが、もちろんこういう職員の
義務違反がありましたら、団体の
規定によりまして上司からのおしかり
を受け、あるいは人事上の処分をし
たりするかもしれませんが、のみなら
ず、同時にそういう職員はやはり過料
の制裁を受けるんだという建前をとつ
ておるものだと思います。私はこ
の四十条のごときは相当積極的の意味が
ある、そういう意味をもつてやはり前
例を踏襲した方がいいという判断でこ
れを採用したのだと考えておりますの
で、みな答弁になれませんので多少何
がございましたか。前例があるか
らという意味には私は解しないのであ
ります。蛇足ではありましたが、一言
申し上げた次第でございます。

○田中(武)委員 政務次官、あなたが

言わんとするところによると、それ
じゃ職員に、たとえば四十条の各号に
よる、大臣の認可を得るとかなんとか
いう義務があるのですか。役員で
しょう。

○菅政府委員 これは義務があると
言え法人自体にあると言えらるかもしれ
ませんが、同時にそれは自然人たる役
員及び職員の義務を追求するという規
定なんですから、やはり役員にこうい
う責を負わせるのみならず、職員にも
負わせようという趣旨でこれをとつて
おる、こういう立法論でありまして、
この立法論を支持する理由を私は申し
上げたのであります。たとえば届出
を怠るとか認可承認手続を怠るとい
うことは、役員が怠ることもございま
すけれども、役員から命ぜられて、それ
を實際怠つておるといふこともござい
ます。それから役員が怠るのか、それ
をやらざる違反をすることがあります。
三、四号のごときは、黙って業務以外
の調査をやつてみたり、あるいは会計
課長が預けるべからざる銀行に金を預
けて何かそこで利益を得たり、そうい
うことがございます。利益を得るとい
うことは別であります。そういうこ
とはあり得ないことではあります。こ
れは役員とまた独立に、でありますから、
役員も職員もともにこれらの五つの項
目の重要な事項につきましてはやはり
励行の義務がある。怠れば職員といえ
ども過料を受けるのだ、こういう建前
だろうと思ひます。私はさきに法
制局が申しました立法論を支持して、
こういうような意味からこの前例を踏
襲したと考へておるのでございます。

○田中(武)委員 たとえば、僕は三三
あたりにはあり得るかもしれぬ、こう言

うておる。しかし、その場合もこれで
あるのが適当かどうか。いわゆる業務
命令違反である、あるいは背任であ
る、こういうことが考えられる。そこ
ろがあなたは一三とか二二とかの法人
自体が認可を受けなければならぬ問
題、やらなければならぬ問題について
も、職員にまで及ぼすことが妥当であ
ると考へておるんですね。それでは民
法四十四条を見てください。民法四十
四条をこれは適用していただけます。法人の
不法行為能力の問題です。その場合
には職員にまで処罰が及びますが、そ
れは担当する役員、それを協議した役
員でしよう。それとの関係はどうなり
ます。

○野木政府委員 これは法人の不法行
為能力でございまして、法人はこうい
う場合に不法行為になり民事上の責任
を負うということでございます。自然
人の、その従業者なり何なりが不法行
為云々という点はここでは言つてない
わけですね。ところが、従業者の場合
は、民法のおしまいの方の不法行為の
章で……。

○田中(武)委員 たとえば登記義務な
んかだ。
○野木政府委員 法人の犯罪能力あり
やいなやということと関連しまして、
今不法行為のことを申し上げました
が、非常にむずかしい問題があるわけ
であります。先ほどの問題は、それ
とは別に個々の場合についてそこに触
れないで事を処理するという関係にな
るのではないかと存じます。

○田中(武)委員 たとえば登記の問題
にしても、民法からいって、登記の
義務違反は役員だけでしよう。認可を
受けるという義務は役員なんです。あ

るいは三十条の規定によつて余裕金を
運用するということも役員に課せられ
た、法人に課せられた義務なんです。
職員にその義務はないのです。その
義務なきところに犯罪が起ります。そ
の義務なきところに罰則が必要で
す。言わんとするところは、この書類
を持つてこいと言われて登記所へ持
ていく道でその書類を捨ててしま
う、こういう場合があり得るというこ
うなこととは違ひるんですよ。

○野木政府委員 民法の不法行為の点
が引用されましたが、これは刑法で法
人に犯罪能力ありやという議論と関連
するわけでありまして、法人に犯罪能
力ありやないやという大議論は別とい
ひまして、たとえば法人罰の規定を
見ますと、法人の役員、職員その他従
業者が違反行為をした場合は云々とい
うような規定があります。そうする
と、先ほどの法人なり役員だけに義務
があるということになります。従業
者が違反行為をするということとは
ないじゃないかというように――刑法
の場合そういうようなことになりま
す。あるいはやはり……。

○田中(武)委員 ちょっと待つて下さ
い。刑法の場合というのは、そこに
犯意とか特別な行為なんですよ。こ
の場合には認可を受けなければならぬと
かなんとかいう問題で、そのことに關
して職員に義務があるのですかと
言つておるのです。自然人として違法行
為をやつた場合は当然ですよ。

○野木政府委員 やはりこの法律とい
はしまして法人に義務を負わして
いて、この罰則の規定と前の規定と相持
ちまして、この法律が法人にこうした

義務の励行を確保するためには職員に
までもこれを及ぼす、義務違反と言え
ば法人の義務違反のみがあるように見
えますが、それが役員に及ぶというこ
とを認めるならば、それをさらに広げ
職員たる自然人も結局法人のために行
動したわけですから、法人のために行
動した場合には、法人に課せら
れた義務にその職員が違反した場合に
は、ある場合にはそれに罰則を課し刑
罰を課さない場合には過料を課する
ということも考えられるわけだと存ずる
次第であります。

○田中(武)委員 大臣が来たから大臣
の質問に移りたいと思ひますが、今
のあなたの、この前の条文と相持つて
とこ言うのだが、前の条文に義務を
課せられておるのは法人なんです。
法人の意思を決定するのは理事なん
ですよ。役員なんです。いいですか。
その法人がやらねばならぬことをや
らなかつたことに対して職員が罰せら
れるということがあり得るのかどうか
ということ、これを言つておるわけな
んですよ。自然人が云々ということ
は、その自然人職員が不法行為をし
たら当然罰せられます。だから刑法の
あれとは全然違ひるわけですね。もう一つ
は、民法上の問題としても表見代理の
問題とかそういうことは別なんです
よ。僕が言うのは、たとえば一三、二
号の場合に職員に違反があり得るかど
うか、これは当然義務という上に立
てて出てくるのです。義務があるのか
ということ。企画庁長官の認可を受
けなければならぬ、登記をしなければ
ならぬという義務が職員にあるのかど
うかということですよ。

○野木政府委員 その点は先ほど第四

十条の三号と四号、こういうのについて、義務は法人にあって、その義務違反は役員についてしか考えられないとの論法を用い、この場合、職員などは意味がないじゃないかということになるわけであり、しかしながら、他の同種の法律やこの法律案でどういうように書いてあるところを見ますと、そういう無意味な規定を置いておるわけではありませんで、三、四号などは職員についても考えられる。それは禁止義務違反の場合ですが、他方作為義務違反についても、論理的に見ましてやはり同じように考えられるのじゃないかということをおし上げたいわけであり、実際の運用上は必ず役員が問題になることはその通りだと存じます。ただ、法理的には先ほどから申し上げておるようなことになると思います。ただ、もちろんおっしゃる通り、いろいろの見方があるとは存じます。

○田中(武)委員 ともかく一号から五号まで、三、四号あたりは私もあり得ると思うのです。一号、二号なんかは、あなたは全部に網をかぶせておられることで、そういう行き方が過去の例からここへ上がっておるのはいけな。一々検討して何号と何号についてということにすべきじゃないか。しかも義務のないところにこういう行政罰が起るのかどうか。本人の不法行為というものは別ですよ。認可を受けずに云々したとか、あるいは認可を受けるのに金を使つたとか、この認可を受けるもの自体法人なんです。この国民生活研究所なんですよ。その意思決定機関は役員ですよ。理事ですよ。従って、一号とか二号とか四号とかいうよ

うな法人自体の義務にあるものは、これはこれでいいじゃないか、こういう意見なんです。それをまた蒸し返してきたから言つたわけで、あなたがそうおっしゃるなら、あとで一号々々検討しましょう。

それで、大臣が見えたから大臣に質問したいのですが、三月二十一日ですか、経済企画庁で物価安定総合対策というものを決められた。ところが、ほかの大臣から物言いがついて、まだでじ上がっていない、こういうことでありますが、いつになったら総合物価対策というものははっきりできるのかということ。それから最初お立てになったものに対して物言いがつたというが、それはどういふ点か、それをどう考えておるのか、そういう点をお伺いいたします。

○藤山(武)大臣 御答弁申し上げます前に、エカフエの議長を引き受けておられますので、やむを得ず御審議に支障を来たしておりますことをおわび申し上げたいと思つております。

物価の総合対策ということには、各省の意見を聞きまして、われわれとしては作つたわけでございます。むしろそういう総合対策というものが、一べんの会合で決定するとはわれわれも考えておりません。従つて、先般経済閣僚懇談会をやりました、さらに経済閣僚の方々の御意見を伺ひまして、そしてその御意見も考えながら作つたわけでございます。実は明日午後経済閣僚懇談会をやります、最終的に決定した案をかけるつもりでおるわけでございます。その上でさらに閣議の承認を得る、こういう段取りをたいていたしております。大筋において、各

省が物価対策に対して何か消極的な間違った困るような意見を言つておるわけではございません。みんな協力してくれておるわけでございます。そういう意味から十分意見を聞いた上で十分な案を作り、こういう趣旨で先般の経済閣僚懇談会は終つたわけでございます。

○田中(武)委員 たとえば、最初の案では消費者保護の立場に立つて独禁法の運用を強化する、こういうことが確かにあったと思つております。実は佐藤通産大臣と藤山長官並べてお伺ひしたかつたのですが、新聞等によると、佐藤通産大臣から独禁法の強化について何らかの意見があつたようです。そういうふうにして聞いておられます。ところが、佐藤通産大臣は、予算の分科会で私も質問したのですが、独禁法については改正とかそういうことは考えていないと言つておる。だから、この独禁法の適用についてどのような意見が出たのか、それに対して佐藤公取委員長はどう考へておるのか、お伺ひいたします。

○藤山(武)大臣 独禁法の物価の面に及ぼす影響の大きいことは、これはむしろでござい。従つて、独禁法を十分に運用して参ることが必要であることは申すまでもござい。その意味におきまして、佐藤通産大臣から特別に反対の意見が出たことはございませし、ただいまお話しした通り、佐藤通産大臣も独禁法を何か弱く改正するということの意思がないことを御答弁にされておると伺ひましたが、その通りだと思つております。

○佐藤(善)政府委員 ただいま独禁法の強化の問題についてお話がありましたが、私もいたしましては、御承知の通り、委員長、委員というものは、その権限を独立して行なうものでありまして、他からとか言われる筋合いではないのであります。しかしながら、私もいたしましては、最近の消費者物価等の値上がりにかんがみまして、その原因がもしも独禁法違反によつて起るものなら、どこまでもこれを律しなければならぬ。独禁法違反と申しますのは多くの場合カルテルの問題でありまして、そういう意味において従来も常に目を光らしておりました。今後におきましても同様に行つていきたい、こう思つておる次第であります。

○田中(武)委員 目を光らしておられるのはけつこうだが、たとえば紙、セメント等にすでに独禁法違反のような事象があることは、御承知の通りだと思ふ。そういうことは別にあなたにお伺ひするつもりでありまして、私の何ておるの、物価安定対策には独禁法が大きな役割をする、こういう上立つて経済企画庁は独禁法の改正、運用を強化すると言つておる。そうすると一方は、産業という立場に立つてあまり運用を強化せられたら困る、こういう意味が出たと聞いておる。そういうことについて佐藤公取委員長はどう思ふかと聞いておる。なるほど格好の上においてはおっしゃる通り独立官庁であります。独立行政委員会でありまして、他からとか言われるものではないとおっしゃるのですが、ほんとうにそうですか。

○佐藤(善)政府委員 ただいま申し上げました通り、われわれはいたしましては常に独禁法の立場において、ことに消費者の利益というものが最近問題

になっておりますので、そういう見地から適正な運用に努めておる次第でございます。

○田中(武)委員 佐藤通産大臣からそういう意見が出たことは遺憾に思うというふうなことは、佐藤さんはよく言わねだるうと思ふ。言へば首が飛ぶ。あなたは七月が改選で任期がきておりますから、そこは言ひません。独禁法の問題、公取のあり方については、また別の機会にやりましょう。

そこで藤山大臣にお伺ひしたいのですが、物価安定総合対策、これは新聞で見た程度ですが、見たところいろいろ書いてあるのです。物の値段については比較的敏感なんです。ところが内容です。たとえば肉なら肉が百グラム何ぼ上がった、一割上がったというところから敏感にくるわけ。ところが、百グラムのものが九十何グラムであつたというふうな場合、いわゆる量目についてはあまり敏感ではないわけ。そういうことは物価対策の中にどういふように考へておられるのか。さらに品質の問題です。値段は変わらないうが、中身が悪くなる、品質、量目の問題がやはり大きな物価問題だと思ふのですが、この物価総合対策とあわせ、ここではどういふふうになつたわけ、また考へておられるのか、お伺ひいたします。

○藤山(武)大臣 御承知のように、企画庁としては、この時期におきまして、物価対策をぜひとも立てなければならぬという考え方で、総合対策を立てたわけでございます。従つて、この総合対策自体の中に個々の問題が必ずしも入つてはおりません。従つて、総合対策が閣議の了解を得ますれば、それ

が、半年あるいは一年間の間にはこの器具も世の中に出てくる、かように考へております。そうなりますと、販賣業者も従来と違ひまして、負担が安くなりますので、できるだけこれをつけて販賣するような指導をやつて参りたい、かように考える次第であります。

○倉八政府委員　私が呼ばれたのは筋違いであつたと思いますが、今のプロパンの行政は、鉾山局――私は高压ガス取り締まりという取り締まりの面だけを所管しておりますが、今、熊谷君から申しましたように、計量を通じまして、量目の取引なんかが適正に行なわれるようにわれわれも応援をいたしたいと思ひますのは、今、高压ガスの生産、販賣すべてこれは許可事業になつておりますから、その場合に許可の對象工場というのが全国に一万七、八千

ありますが、そういうことははっきりわかっておりますから、そういうことを通じまして側面から御援助申し上げたい、こう考えております。

○田中(武)委員 それは結局重工業の方できめられることなんでしょうか、そういうことで取引についてもっとはつき

りさせるということは。それともこちらの企業局なんですか。

○熊谷説明員 どういう機器があれば

非常にいいが、この機器は正確であるかどうかということは、これは計量行政の今のあれとしては問題でございませう。ただ、それを強制的につけさせるとか、あるいは強力な指導行政をやりますとかという問題は、これは販売関係の問題になりますので、今の計量法のワクにはちよつとはまりませんので、鉱山局の問題になつてくる、かように考えております。

○田中(武)委員 それでは鉄山局に来てもらっておいでよかったです。が、要はめぐら取引でなく、はつきりとこれに全部入っております、持つて帰るときにはもうなくなつておりますと、こういうことがわかるような措置をとつてもらいたい、こういうことなんです。プロパンだけでなく、まだほかにもいろいろあると思うのです。

ガスが出たついでですが、東京ガスが最近盛んにPRをやっております。十月から熱量変更をして、現在の三千六百カロリーを五千カロリーにする。値段を上げないかどうか知りませんが、そういう関係について、値段についてはまだそれはもちろん申請は出てないと思うんだが、そのいわゆるカロリーを上げることに伴うガス料金金の問題と、それからそのことによつて器具を何とかしなければいかぬと思うのですが、それは無料ですとか何とか言つておられます。さらにカロリーを上げることによつて毒性の関係はどうなるのか、こういう点について公益事業局にお伺いいたします。

○樋詰政府委員 今御指摘のように、会社といたしましてはこの十月から現在の三千六百カロリーを五千カロリーに上げたいといふことの計画を持っておりますのでございます。また正式には申請書類も出ておりませんし、まだ内話というよりなことで、資料というものも具体的に出してきておらないわけでございます。われわれといたしましては、公共料金、これは国民生活あるいは産業に非常に大きな関係を持つておりますので、企画庁の方の御方針に沿つてできるだけ今後も抑制するといふ方向でいきたい、こう思つており

ます。御承知のように、最近、電気、ガスともに非常に需要がふえてきておりまして、固定費がかさむ。特にガスの場合には、新しい導管を布設するといふことになりまして、非常に膨大な金がかかる。それで今回カロリーを上げることによつて現在の導管で今後ふえていく需要もまかなつていこうという計画も立てておるわけでございますが、その料金につきましては、われわれも非常に関心を持って、早く資料を出せといふことで促進しているところでございます。また会社の方から五千カロリーに上げたいという意思表示以外に、その結果こういうような金がかつてこれだけの収支の予想でございまして、そういったような書類が出てきておらないわけでございます。今月中にはおそくとも出てくるだろう。大体今のわれわれの聞いておりますのは、先生の御指摘になつた範囲を出ないわけでございます。大体六百六十万個ばかり、今ガス器具が東京ガスの管内にある。それをガス会社の負担で、五千カロリーに変えるというために、器具を若干改修すると申しますか、直さなければいかぬ。それに二十億ぐらい金がかかるようにございまして、それはもちろん会社が自分の方の金でやりまといふことを言つております。大体今月中くらいにこういう計画だといふ具体的な収支計算その他を持ってきて、従つて、料金は据え置きにするかあるいはどう動かすかといふことについて、会社側からの希望が表明されるのじゃないか。われわれとしてはその出てくるのを待つて慎重に検討したいと思つております。

○田中(武)委員 料金なりそういう熱量変更は、全部許可事項でしよう。ところが、テレビ等を見ておりますと、十月一日からこういたします、こういう宣伝をしておるわけです。これは別に公益事業局の関係で言うのでないが、公取の立場からいって、今度出てくる法律との関係あたりが出てくるのではないかと思ふのですが、今そういうことは聞きません。

それから許可、認可にかかわる問題を、許可、認可を受けず、あるいは申請もしない前からわんわんとPRするといふこと、これは国民の消費生活に大きな影響を持つていけるので、そういうような点についてはどこが取り締まるか。結局それぞれ主務省だと思ふのだが、この点についても、むしろ公取あたりでの感じを一つ聞かしておい

ていただきたいのです。

○佐藤(基)政府委員 ただいまのお話は、われわれの方の感覚から申しますと、いわゆる不当誘引行為に該当するかどうかの問題であります。あつた法律のできた暁において、十分研究したいと思ひます。

○田中(武)委員 どうせ法案が出るやうですから、そのときにいろいろな問題に触れたいと思ひます。

藤山長官に質問を戻すのですが、大体今度のこの物価安定総合対策といふのは、ともかく物価を上げないやうに、安定させよう、こういうことに出たと思ふ。ところが、きのうの記者会見で、大臣は、私鉄料金は値上げを認めるといふやうなことを言われたやうに新聞で拝見いたしました。その一方においては安定をやらうといふ。一方においては、これは公共料金になると思ふのですが、認める、こういうやうな

なことの矛盾はどうですか。

○藤山国務大臣 物価問題は非常に大事でございまして、総合的にこれを押えて参りまして、そして来年の物価、特に消費者物価を安定させていきたい、しかも二・八%という上がりを見て安定させるのは実ははなはだ私も残念なんですけれども、その範囲内に、努力をしてやつていきたい、こういう目標で今極力やっております。ただ御承知のように、経済の非常な動きといふやうなものからして、消費者の立場に立ちましても、若干今後の、設備の改善なり輸送力の改善なりあるいは道路、港湾を初め、そういう点についての改善をやらなければならぬ状況も加わつております。それでなければ、将来何と申しますか、お蔵持のサケのように、電車の中で詰め合つて立つていくといふやうなこと、あるいは踏切を改善するといふやうな問題もございまして、そういう点もこの際あわせて若干考へておられませんか、将来の問題としては大きな問題になる場合があるわけではございまして、そういう点を考慮しながら公共料金については慎重に考へて参りたい、こういうことを考へておるわけでございます。

○田中(武)委員 いや、私鉄運賃を上げると言つたことについて……

○藤山国務大臣 私鉄料金につきましても、それでございますから、今言つたやうな立場から見ても、必要やむを得ない場合がありますれば、最小限それせざるを得ないんじゃないか、こういうことでございまして、現在の、こういうやうな経済の変動の状況下におきまして、物価を安定する場合になかなか苦勞のありますことは一つ御承知を

願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 去年も、これは、大臣は閣僚でなかつたのですが、やはり池田内閣で、公共料金は上げないのだ、こう決定したのであります。そのあとからすぐに次々許可していったと思ふのです。たとえば電力料金等です。一方において物価安定総合対策を考へる。そうしてにおいて、片方において、これとこれとはやむを得ないだろう、こういうことであるならば、その対策の一角がくずれてくる、一角がくずれてくるならば全部がくずれる、こういうことにならうと思ふので、少なくとも安定総合対策といふ以上は、僕ははつきりとした態度を堅持してもらいたい、このやうに思ふわけなんです……

○藤山国務大臣 ちろん物価を安定させるという趣旨と対策については私も堅持して参るつもりでございます。ただ、今申し上げましたやうな理由で、若干訂正しなければならぬものがあり得るかもしれぬ、あつた場合には考へなければならぬのではないか、そしてそういうものを考慮しながら物価の安定をやつて参らなければならぬので、その意味においては実は今の経済状態のひずみの一つでもあるわけでありまして、はなはだ困難な状態でございます。従つて、私もはたはた単に赤字だからというだけでなしに、将来のそういうことに対処する道を開いていくという意味から考へて参りたい、こう思つておるのでございます。

○田中(武)委員 これは大蔵省になるかと思ふんだが、先ほど大臣は、映画の入場料金が物品税等の関係で云々と云われた。この値下げをする前に、映画なんかでは近いうちに上げるところ

がある。上げておいて下げるのはもと
もとなんですがね、そういうのがあり
ます。それから、たとえば市場のせり
なんですね。こういうせりによって価
格が決定するということは、せりをす
る人の性格といえますか、落ちついた
人とせっかちな人、あるいはそのとき
のムードで、最終処理に至るときに価
格が変わってくるわけなんです。だか
ら、こういうような制度について企画
庁長官と農林省とに、ああいうせりの
あり方についてはどういうふうに考
えておられるかお伺いしたいと思いま
す。

○藤山国務大臣 せりのあり方とい
うのは大へんむずかしい問題だと思
いますが、一般的なムードが何かせり
で普通の場合より高くするということ
は、御指摘のようにある場合もある
かも知れませんが、価格決定
の場合に、需給関係というものが一つ
の大きなファクターであることは言
ってもいいのでございまして、それが
端的に現われてくるのはやはりせりの
関係から出てくるということになる
と思います。従って、そういう意味で、
にわかにはせりを否定するということ
は参らぬのじゃないかと思いたすけ
れども、これらの点については、農林省
御当局も十分にいろいろ御研究をいた
だくことと思つてございまして、あま
りしろうと議論をしない方が適當か
と思つてます。

○田中(武)委員 この国民生活研究所
というのは、先ほど次官の答弁によつ
て消費生活を中心に研究していくん
だ、そういうなら今言つたようない
ゆる価格決定のあり方、これがせりと
いうような格好で行なわれる場合に、

それは先ほど言つたような、いわゆ
るムードで値がきまるといふことなん
です。そういうこと等についても一つ
研究をしてもらわなければならぬと思
うのです。

もう時間がだいぶ——これは長官が
来なかつたからおそくなつたのです
が、それでも締めたいと思つてです
が、最後に大臣にお伺いしたいこと
は、この国民生活研究所はどっちを向
いて研究をするのかということなん
です。今までの社団法人の研究は少な
くとも産業の立場から国民生活を研
究してきた、従つて産業にどうか、作
られたものに生活を合わせるという状
態だつたと思うのです。ところが特殊
人としての国民生活研究所は、私はそ
うであつてはならないと思つてです。
国民生活の面からものを見ていくこ
とが必要だ。消費者の方を向いての研
究態度、そしてそれを普及する、こ
ういうことでなくちゃならぬと思つて
います。

もう一つは、その研究結果を政策に
どう結びつけていくのか、これは大臣
留守のときに触れたのですが、十分で
なかつたのです。それが政策にどう
う格好で具体的に上がっていくのか。
さらにもう一つは、それと関連する
のですが、今日の国民生活のあり方と
いふものはアンバランスだ、片りん
だ、これはいろいろな面をさうであ
ります。これをどういうふうに是正し
ていくのか、こういうことなわけです
が、企画庁長官として物価安定総合
対策等々とにらみ合わせて、このアン
バランスのあり方、ということとは、
たとえ六畳一間に数人の家族が住
むといふような状態でありながら、

いてはテレビがある、こういう状態
でいいのかわか、そういうた面につ
いて私は地域的な格差とか、地域的な
アンバランスということだけでなく、
そういう国民生活の内面における、消
費の面におけるアンバランス、この
正はどういう方向でどう取り上げて
こうしておられるのか、そういうよう
な点をお伺いいたします。

○藤山国務大臣 消費者行政の面とい
うのが、私企画庁に就任しまして非
常に重要なことだと思つてございま
して、従つて、今回の研究所法案も提
出をいたしました。今度の研究所は
従来の研究所は産業のこともあわせ
て考えておりましたけれども、今回の
場合においては国民生活の立場から、
はつきりした立場をとつて、そして研
究をしていくということをやつて参
りたい、こう存じております。

なお、ただいまお話のありましたよ
うな問題につきましては、実は昨年の
秋国民生活向上対策審議会というもの
を企画庁に設けて、東畑さんに委員長
になつていただき、ただいま二つの部
会を置いて、国民生活のあり方等につ
いていろいろ御検討願つております。
従つて、そういういろいろ御検討の結
果を消費者行政の上に出して参りたい
と思つてます。この国民生活研究所の
はそこまですぐに手が広がりません
と思つてます。またある意味からい
へば、もう少し学問的に実態の調査を
いたしたい、あるいはあり方を検討
したい、あるいは統計等の数字を整
備したい、参るといふふうに考
えておられるのでござい
ます。私としては、この国民生活研
究所を作りますと同時に、今申し
ました、新しく昨年十月から発足して

ます国民生活向上対策審議会、この二
本立てで今後の消費者行政というものを
十分やって参ると同時に、国民生活の
あり方というものについても十分な企
画庁としての検討を続けていきたい、
こういう趣旨でございまして。

○田中(武)委員 まだお伺いしたい点
は多数ありますが、時間の関係もあり
ますので、最後に要望を申し上げてお
きたいと思つて。

その第一点は、先ほど申しました
ように、特殊法人として今度できる
国民生活研究所がどういう姿勢で研究
に臨むかということ、これは先日参
考人も来てもらつて意見を聞いたので
すが、その役職員といふ点、その好
みの研究をやるとか、あるいは今ま
でのような、産業というところを通
して国民生活を見ようといったような
態度は改めてもらいたい。あくまでも
国民の消費生活という点に就いて研
究をやつてもらいたいということ。

第二点は、その研究の結果を、法文
によると「普及」ということになつ
ておる。国民生活研究所はそれでい
いかもわかりませんが、その結果を具
体的政策に、そして国民消費生活に
どう反映していくか、そしてどう上
昇発展させるかという政策との結び
つき、この点について十分な配慮を
望みます。

第三点といたしましては、そういう
観点からいふならば、少なくとも消
費者の立場に立つてものを見る人を
多く使わねばならない、こういうこと
にならうと思つてます。従来の国民
生活研究所は社団法人であり、会
員制度であるから、財界等の寄付、
会費等が主要であつた。従つて、
理事等を見ましても、

大手の財界が多いと思つてます。今
度は理事というより一般的なものに
多く、少なくならして、その長は企
画庁長官が任命する、あとはあなたが
承認を与える、こういう格好であ
ります。しかしあとに参入というのを
二十名程度置くことになつてゐる。
その参入に、現在では消費生活協同
組合、生協から中林君が入つてお
るようござい
ますが、もつとそういう消費の実
際の経験者あるいはそういう立場で
ものを言う人、こういう人を参入に
もつと入れてもらいたい。もうす
でに人事が終つておるのか知りませ
んが、さうであつたら、法案が通
らぬうちに人事が終つておつたらけ
しからぬので、それはなと思つて
ます。従つて、今から考えられる
のなら、参入にそういう人を入
れてもらいたい。なお、法案は
どうするかというところは別に
いたしまして、成立しましたあ
とにでもせよ、参入にどうい
う人を入れたかということ、
これは、われわれに報告願
ひたい。このことを要望いた
しておきます。

○早稲田委員長 暫時速記を中止し
て、懇談することといたします。

〔速記中止〕

○早稲田委員長 速記を開始して下
さい。

藤山大臣より発言を求められてお
りますので、これを許します。藤山
経済企画庁長官。

○藤山国務大臣 ただいま田中委員
より四つの御質問、御意見がござ
いました。その第一点は、国民生
活研究所の調査研究の態度は、消
費生活者の側に立つての観点から
やるべきであるといふ御意見が
ございまして、私どもも全く同
様の観点でございまして、今度

定数等につきましても、その意味の改正をいたしておるわけでございまして、そういう運営をいたして参りたいと思ひます。

第二の御質問は、今の一の立場よりする研究の結果を具体的な政策に反映させるように要望されておるのでございませう。もちろんこの研究自体はある程度学問的な研究でございませうけれども、しかし今日消費生活の一番困つておりますのは統計等の不備もございませう。そういうようなものが直ちにそれを利用して政策に反映することが必要なんでございまして、従つてお説のよりな、この研究所の研究の結果を政策に反映さして参りたい、こういうふうに考へております。

また理事並びに参与の人選については、一、二の観点から消費者及び労働者の代表を入れるようとの御要望がございませう。むしろ消費生活を中心にしたしましてやつて参りますものでございませうから、理事、参与等の人選につきましては、十分この点に留意をいたして人選をいたしたいと私も考へております。

理事及び参与の人選の結果を当委員会に報告せよという事は、当然発表して差しつかえないものでございませうから、御報告いたします。

○早稲田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○早稲田委員長 これより本案について討論に入りますが、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。なお、本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十九分散会

〔参照〕

国民生活研究所法案（内閣提出第八一号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕